

貸付借用証書

貸付(様式1)

相殺・借換えや貸付番号は事前に互助会事務局までお問い合わせください。

借用金額	金	百万	拾万				円	貸付種類(●で選択)	用途
				0	0	0	0	生活資金貸付	
利用区分	新規	相殺、借換え (貸付番号)						教育資金貸付	
返済方法	生活資金貸付 教育資金貸付 住宅貸付			表			車貸付 冠婚葬祭貸付	表	
	住宅貸付			表			車貸付		
利率	一般社団法人宮崎県教職員互助会貸付規程第9条に基づく利率。 ※理事会の決定に基づき利率が改正されたときは、改正後の利率を適用します。								冠婚葬祭貸付
添付書類 会員チェック欄	<input type="checkbox"/> 貸付事業における個人情報の取扱いに関する同意書 ※貸付(様式2) <input type="checkbox"/> 借入状況申告書 ※貸付(様式4) <input type="checkbox"/> 振替依頼書 ※収入印紙代を振替えるとき ※貸付(様式1-2) <input type="checkbox"/> 添付書類 ※生活資金貸付以外。「添付書類一覧」で要確認。								収入印紙欄
									10万円 200円 50万円まで 400円 100万円まで 1,000円 500万円まで 2,000円
上記の金額を、(一社)宮崎県教職員互助会貸付規程等承認のうえ、下記条件により借用します。 記 1 退職等により退会する場合、貸付残額は退職手当等により一括返済します。 2 借主が次の事由に該当するときは、催告がなくても、当然に期限の利益を失い即時残債務を弁済します。 (1) 借受人の信用状態が悪化したと判断される事実があったとき (2) 会員の資格を喪失したとき (3) 申込内容に偽りがあったとき (4) その他、本会定款及び規程に違反したとき 3 貸付金返済を怠ったため発せられた理事長の支払勧告に応じなかった場合、相応の措置をとることについて異存ありません。 4 債権の実行、保全に要する経費及び本契約の不履行により生ずる損害は、借主負担とすることについて異存ありません。									
申請日 令和 年 月 日 所属名 職員番号 借主住所 氏名 電話番号 (※所属以外に連絡のとれる番号(携帯、自宅)) ※自署(ゴム印・印字不可)									
一般社団法人 宮崎県教職員互助会理事長 様									
送金希望先 口座	銀行 信用金庫 労働金庫 農協	支店名	店番号	口座番号 (普)	名義人(カタカナ)				

- ※ 送金希望先口座は、店番号を必ずご記入ください。
(送金手数料の関係で、できるだけ「宮崎銀行」を指定いただきますようご協力お願いします)
- ※ 送金指定の金融機関への振込票を領収書にかえますので、ご了承ください。
- ※ 「貸付借用証書」は、貸付元利金が完済されたときは本会で2年間保管後、廃棄します。

【事務局記入欄】

一時金分	万円	貸付種別	貸付決定額						毎月分	万円	貸付種別
元金	円	金	相殺・借換え						元金	円	円
均等額	円	利息	利息						均等額	円	円
回数	回	貸付日	令和 年 月 日						回数	回	回
利息	円	<input type="checkbox"/> 700万円以内(一般) <input type="checkbox"/> 1,000万円以内(全体)		<input type="checkbox"/> 給与月額25%以内		<input type="checkbox"/> 貸付残無し		利息	円	円	
日歩計算	円									日歩計算	円
入会	年 月 日	在会	年 月 日	※			※			受付印	
貸付番号	専務	常務	局長	次長	総務課長	経理	出納	係	業務		